

令和 7 年第 3 回赤穂市教育委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 2 8 日 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 田 弘 美
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明

4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	河 本 学
文化財担当参事兼文化財課長	中 田 宗 伯
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
学校給食センター所長	山 田 善 達
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	杉 山 建 一
生涯学習課長	万 代 充 彦
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長	狩 川 真 人
書 記	長 尾 一 史

5 付議事項

報告 6	赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定 について
第 1 0 号議案	赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する 規則の制定について
第 1 1 号議案	赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正 する規則の制定について
第 1 2 号議案	赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する 規則の制定について
第 1 3 号議案	赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について
第 1 4 号議案	赤穂市教育委員会人事異動について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

第 15 号議案 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 井 本 学 明

署 名 人 大 河 龍 生

令和 7 年第 3 回赤穂市教育委員会議事録

教育長 ただいまより、第 3 回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、令和 7 年教育委員会臨時会議事録の署名を志水委員と井本委員にお願いします。

（ 教育長署名後、志水委員と、井本委員の署名 ）

教育長 次に、教育長の報告を行います。

（ 教育長 報告 ）

教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、議事録署名人 2 名を次のとおり指名いたします。

井本委員と大河委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第 1 3 号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、第 1 4 号議案については、同規則第 5 条第 1 項第 1 号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分の取扱いに関する事件に、その他については、同規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、第 1 3 号議案、第 1 4 号議案及びその他については、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。報告 6 「赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制について議案書の 2 ～ 8 ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告 6 「赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について」の報告を終わります。

次に、第 1 0 号議案「赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について議案書の 9 ～ 1 0 ページ、議案参考資料の 2 ～ 5 ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 お聞きしたいのですが、赤小とかでしたら P T A やこども会

がなくなっていて、その場合学校運営協議会に何か違いは出てくるのでしょうか。活動がしっかりしている学校と変わりなく活動していくものなのでしょうか。

事務局

P T Aの有無にかかわらず、学校運営協議会というのは、学校において地域の方とともに学校づくりを目指していくものでありまして、委員については学校でまた決められますが、自治会長やP T C A、赤小はP T Aがなくなったわけではなく、保護者の代表という意味でP T Aの会長の方にお問い合わせするという形で行ってまいりますので、P T Aの有無に関係なく学校運営協議会と意思疎通できるものと考えています。

教育長

他にございませんか。他にご発言がないようですので、第10号議案「赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議ありません。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第10号議案は、原案のとおり議決されました。次に、第11号議案「赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について議案書の11ページ、議案参考資料の6ページに基づき説明を行った。 ）

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第11号議案「赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議ありません。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第11号議案は、原案のとおり議決されました。次に、第12号議案「赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

（ 赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について議案書の12ページ、議案参考資料の7ページに基づき説明を行った。 ）

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第12号議案「赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のと通りの賛成をもちまして、第１２号議案は、原案のとおり議決されました。次に第１３号議案「赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について」事務局の説明をお願いします。

事務局 〔非公開案件として第１３号議案「赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について」説明を行い、その後審議を行った。〕

原案承認

教育長 次に第１４号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」事務局の説明をお願いします。

事務局 〔非公開案件として第１４号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。〕

原案承認

教育長 次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 〔非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。〕

教育長 次に追加で配布しています議案書その２、第１５号議案「担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について議案書（その２）の１～２ページ、議案参考資料（その２）の１～２ページに基づき説明を行った。）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第１５号議案「担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のと通りの賛成をもちまして、第１５号議案は、原案のとおり議決されました。

それではここで、３月末をもって教育委員を退任される池田委員からご挨拶を賜りたいと思います。

（池田委員挨拶）

教育長 ありがとうございました。その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局 （令和７年第４回教育委員会を４月２４日（木）午後２時か

ら赤穂市役所 2 階第 2 庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第 3 回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

(午後 2 時 3 5 分閉会)